

『京都市ふるさと納税』返礼品における 貴社製品・サービス出品のご案内について

2021年4月吉日
株式会社 JTB 京都支店

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社において、「京都市ふるさと納税」の返礼品の調達及び新規事業者募集業務を受託しております。

新聞報道等の通り、京都市へのふるさと納税は、2020年12月末時点で昨年度（2019年度）同時期比の約6.5倍となる約17億円となり、大幅に寄付額が増加しています。

京都市では、「返礼品」を京都の魅力を発信するためのシティプロモーションのツールと位置付け、「返礼品」を通じて京都のブランド力を発信し、地域経済の活性化や産業の担い手育成にもつながることから、「返礼品」の更なる拡充を目指しています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、京都経済にも多大な影響が生じている中、「京都市ふるさと納税」の返礼品を通じて、少しでも貴社をはじめとする市内事業者様の販路拡大、京都の魅力向上に繋がれば幸甚に存じます。

敬具

記

1. 概要

- ・ふるさと納税制度は、京都市を応援するために寄付をいただいた方に、返礼品として地場産品をお渡ししています。「京都市ふるさと納税」の返礼品への貴社商品・サービスの掲載をご提案します。

2. 返礼品掲載にあたってのメリット

- ・ふるさと納税ポータルサイトを通じて自社の商品・サービスを全国に販売・PRすることができます。
※全国の寄付者は、実質2,000円の負担で地域産品を返礼品として受け取ることができます。
- ・返礼品発送時に自社パンフレット等を同封することができ、自社製品のPRにもつながります。
- ・サイト掲載料、寄付者への返礼品の送料を貴社で負担することはありません。

3. 掲載可能なふるさと納税ポータルサイト

- ・株式会社トラストバンク「ふるさとチョイス」
- ・楽天株式会社「楽天ふるさと納税」
- ・株式会社アイモバイル「ふるなび」
- ・全日本空輸株式会社「ANAのふるさと納税」

4. 返礼品を登録する際の要件

- ・原則として本社（本店）、支社（支店）、事業所等の生産拠点のいずれかが京都市内にある法人・団体又は個人事業者が返礼品を掲載可能です。
 - ・返礼品としての要件は、京都市内で生産、製造、加工等が行われているもの、または、市内で体験・サービスが提供されるものです。
- ※要件についての詳細は、別紙「京都市の事業者要件および返礼品要件」をご参照いただくか、ご不明な点などございましたらお問合せ先までご連絡ください。

5. 提供個数

- ・商品の在庫数、商品種類数は任意で設定可能です。
- ※それぞれの商品毎に販売可能な上限数を別紙ご記入ください。（最低5個～）
- ※掲載後、管理システムから在庫状況が確認でき、売れ行きに応じて在庫数変更が可能です。

6. 掲載期間

- ・2021年掲載日～2022年3月31日
- ※随時掲載取下げ、変更が可能
- ※有効期間終了の2週間前までに書面による解約のお申し出が無い場合は、1年間自動更新となります。

7. 費用

- ・掲載料：無料
- ※返礼品に対する寄付額は、貴社にご提示いただきました卸価格（税込み）に基づき、送料や弊社手数料等をふまえて設定させていただきます。

8. スケジュール

- ・掲載〆切：2021年9月30日（木）
- ※申請から審査、掲載まで約1ヶ月～1ヶ月半程度を要し、順次掲載を致します。
- ※ふるさと納税の特性上、10～12月の寄付が最も多くなります。

9. 同封資料

- ・参考資料「ふるさと納税概要」（PDF）
- ・記入資料①事業者概要（EXCEL）
- ・記入資料②商品説明（EXCEL）

10. 申込方法

- ・「記入資料①事業者概要」・「記入資料②商品説明」を完全記入のうえ、メールにてご返信ください。
 - ・商品画像（1商品につき4～8枚）をメールにてお送りください。
- ※掲載にあたり、株式会社JTBふるさと開発事業部との契約が必要となります。

11. 注意事項

- ・メール添付容量が5MBを超える場合は、受信できません。大容量ファイル転送サーバーを活用し送信をお願い致します。
- ・セキュリティの都合により、下記以外のサービスは受信が出来ませんのでご留意ください。
 - ・GigaFile 便「**.gigafile.nu」 / WeTransfer「we.tl」
 - ・おくりん坊「okurin.bitpark.co.jp」 / ファイルポスト「file-post.net」

12. お問い合わせ・お申込先

株式会社 JTB 京都支店 事業開発室内

担当：福島、清水、藤田、釜田

メール：furusato-kyoto@jtb.com

電話：075-365-7727

営業時間：平日 9：30～17：30

※在宅勤務・休業日等の都合により、原則メールでのお問い合わせのご協力をお願い申し上げます。

13. よくあるご質問

Q：弊社では大量に生産しておらず、少量のみ生産販売しているのですが大丈夫ですか？

A：最低在庫 5 個以上からご登録をお願い致します。希望される在庫数量だけご登録可能です（上限無制限）。受注生産を前提としたご登録も可能です。

Q：発送はどうなりますか？

A：商品の梱包・発送は貴社でお手配ご対応をお願い申し上げます。管理システム上で、寄付者のお名前・住所が確認できますので、そちらの情報を基に発送をお願い申し上げます。

管理システムは貴社に付与される ID にて閲覧いただけます。

※ヤマト運輸でのご発送の場合は、配送連携 API が可能です。

Q：手数料などかかるのですか？

A：掲載の手数料はかかりません。ご設定いただいた卸売価格をお支払いいたします。返礼品に対する寄付額は、貴社にご提示いただきました卸価格（税込み）に基づき、送料や弊社手数料等をふまえて設定させていただきます。

Q：返礼品として選ばれるためのアドバイスが欲しいです。

A：ふるさと納税限定、〇〇個限定、など、ふるさと納税で寄付された方限定の品を押し出したネーミング・商品などが注目される傾向にあります。また、写真で選ぶ方も多いので、できるだけ多くの綺麗なお写真のご提出をお勧めいたします。写真の中に文字を入れるなど写真を工夫することで魅せ方を変えるだけで数量が大きく変動することがございます。

Q：掲載にあたり審査はありますか？

A：国が定める地場産品基準及び京都市の事業者要件・返礼品要件に基づき審査され、最終的には京都市の承認が必要です。詳しくは別紙、「京都市の事業者要件および返礼品要件」をご参照ください。

Q：知人の企業を紹介したいのですが。

A：掲載にあたり、要件を満たす必要がありますので、事前に上記問い合わせ先までご相談ください。

Q：売れ残りはどうなりますか？

A：買い取りは致しません。管理システムから貴社において在庫数のご調整をお願い致します。

その他、別紙、参考資料「ふるさと納税概要」(PDF)の p.20 もご参照ください。

【別紙】京都市の事業者要件および返礼品要件

（京都市の事業者要件）

返礼品を提供する事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）は下記の要件を全て満たすこと。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 本市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- ③ 本社（本店），支社（支店），事業所等の生産拠点のいずれかが本市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ④ 返礼品の安定的供給を確保するため、業務と類似した業務（注文に基づく商品等の調達・発送業務）の実績を有すること。
- ⑤ 中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。（利用方法のマニュアルは、別途中間事業者より提供する。）
- ⑥ 返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について本市が管理業務を委託している事業者（以下、中間事業者という。）へ速やかに報告ができること。
- ⑦ 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと（京都市暴力団排除条例第2条第4号・同条第5号参照）

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が返礼品を提供する事業者として適当でないと認めた場合には、登録できません。

（京都市の返礼品要件）

- ① 本市の魅力やイメージ向上，地域産業の活性化に資するものであること。
- ② 平成31年4月1日付け総務市第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4地場産品基準（告示第5条関係）（1），（2）や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し，その基準に適合する返礼品とすること。

【参考】（地場産品基準の例）※以下のいずれかに該当すること。

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品等の製造，加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって，近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上，混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ，オリジナルグッズその他これらに類するものであって，形状，名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するもの

であって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

七 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

- ③ 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- ④ 食料品については、発送手段等を考慮の上、原則として発送日から1週間以上の消費期限が保証されること。
- ⑤ 宿泊施設・サービスの利用券等については、本市内で提供されるものに限る。また、利用にあたっての申請方法が確立し、寄付者との調整が行える体制が整っているとともに、利用券等の発送完了後、1年以上利用可能なものであること。（ただし、日時指定のものはこの限りでない。）
- ⑥ 提案する返礼品に関連する各種法令等を遵守していること。（提案するにあたり、法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案すること。）
- ⑦ 中間事業者から発注があった場合は、速やかに発送対応が可能であること。
- ⑧ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。
- ⑨ キャラクター等を使用する場合等、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- ⑩ ふるさと納税関連ホームページ（京都市情報館、ふるさとチョイス、ふるなび、ANAのふるさと納税、楽天等）掲載写真等の提供に協力できること。また、本市の作成するチラシ等への写真掲載に協力できること。
- ⑪ 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- ⑫ 本市が求める場合に、返礼品等のサンプルを提供できること（原則として無償）。

（参考）総務省 ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20200716_02.pdf